

木島平村カヤの平高原保健休養施設指定管理者募集要項

【1】趣旨

この木島平村カヤの平高原保健休養施設指定管理者募集要項（以下「募集要項」という。）は、木島平村カヤの平高原総合案内所及び付帯する施設（以下「本施設等」という。）の管理運営について、公の施設として公的な使命を果たすことを前提としつつ、財政の効率化と利用者サービスの向上を図るため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項及びカヤの平高原保健休養施設条例（令和4年木島平村条例第35号。以下「条例」という。）第3条の規定により、指定管理者の募集を行うために必要な手続き等を定めるものです。

【2】本施設等の概要

1 名称・所在地

名称及び所在地	① 名 称：カヤの平高原キャンプ場 所在地：木島平村大字上木島字木島山国有林 152 林班ハ林小班
	② 名 称：カヤの平高原運動広場 所在地：木島平村大字上木島字木島山国有林 153 林班ロ林小班
	③ 名 称：カヤの平総合案内所 所在地：木島平村大字上木島字木島山国有林 153 林班ニ林小班
	④ 名 称：カヤの平高原炊事施設 所在地：木島平村大字上木島字木島山国有林 152 林班ハ林小班

2 設置目的

民間事業者のノウハウを生かした集客及び経営による地域の活性化を図るとともに、地域の雇用・魅力の向上に資するため。

3 本施設の規模等

施設の概要	① カヤの平高原キャンプ場 50,227㎡ テントサイト、オートキャンプ場、公衆便所、倉庫 ② カヤの平高原運動広場 13,960㎡ ③ カヤの平総合案内所 143.24㎡ 構造：木造2階建 ミーティング室、休養室、男女身障者用便所 ④ カヤの平高原炊事施設 119.25㎡ 構造：木造平屋建 炊事場（カマド、調理台） ⑤ 付帯施設 土壌処理装置（TSS汚水処理システム）216㎡ 給水施設（滅菌室） 9.36㎡ 発電施設（トタン造、ディーゼル発電機2台）47.5㎡
車両	無し
建設年月	平成10年6月
その他	上記①～⑤の施設の他、別に定める「カヤの平高原ロッジ貸付要項」に基づき、付帯施設としてカヤの平高原ロッジを貸付けするので、併せて管理運営すること。

【3】本施設の管理運営に関する基本的事項

指定管理者が行う本施設の管理運営に関する基本的事項は、次のとおりです。

なお、詳細については、木島平村カヤの平高原保健休養施設指定管理仕様書（以下「業務仕様書」という。）を参照してください。

1 指定管理者が行う業務の範囲

- (1) 施設の利用の許可に関する事
- (2) 施設及び設備の維持管理に関する事
- (3) その他、施設の設置目的を達成するために必要な事業に関する事
- (4) 前各号に掲げるもののほか、本施設の運営に関する業務のうち、木島平村長のみの権限に属する事務を除き、木島平村長が必要と認める業務

2 指定期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和 11 年 3 月 31 日までの 3 年間の予定です。

ただし、管理を継続することが適当でないとき、指定を取り消すことがあります。また、取り消しに伴う木島平村の損害については、指定管理者に損害賠償を請求することがあります。

なお、積雪による林道封鎖期間が存在するため、本施設等への通行が可能な毎年 5 月中旬から 11 月上旬を主な管理期間とします。

3 本施設の利用に係る料金

(1) 利用料金制

本施設は、条例第 6 条の規定に基づき利用料金制を採用し、利用者が支払う利用料金は指定管理者の収入となります。利用料金の取扱いについては、次の点に留意してください。

ア 利用料金の設定

利用料金の額は、木島平村の承認を得て、指定管理者が定めます。

イ 利用料金の減額又は免除

利用料金の減額又は免除については、条例第 9 条の規定に基づき、木島平村長があらかじめ定める基準により実施してください。

(2) 自主事業に係る収入

自主事業（指定管理者自らの費用と責任で自主的に行う事業で、指定管理業務ではないもの）に係る収入は、指定管理者の収入となります。

ただし、設置目的外と判断される事業については、木島平村に対して行政財産目的外使用許可申請等の申請が必要となり、村に支払わなければならない行政財産目的外使用料等が発生する場合がありますので注意してください。

4 木島平村が指定管理者に支払う指定管理料

木島平村は、指定管理料として、本施設の管理運営に必要な経費を毎年度の予算の範囲内で指定管理者に支払います。

なお、木島平村が指定期間中に支払う各年度の指定管理料の上限額は、下表のとおりです。

年 度	金 額
令和 8 年度から令和 10 年度	3,250 千円以内/年額上限

5 管理運営の条件

本施設の管理運営に当たっての条件は、業務仕様書を参照してください。

6 災害時の対応

(1) 予防措置

指定管理者は、防災・災害対応マニュアルを作成し、災害時の対応について職員へ周知した上で、必要な研修・防災訓練等を実施してください。なおマニュアル作成後は速やかにマニュアル副本を村へ提出すること。また、村や関係機関との情報交換を密にし、常日頃から連絡・協力体制を構築するよう努めてください。加えて、施設・設備等の点検を実施し、危険箇所の把握を行い、速やかに対処してください。

(2) 災害発生時等

指定管理者は、災害の発生又は発生するおそれがある場合は、迅速に非常配備体制を確立するとともに、利用者の安全確保・避難誘導及び施設の保全・復旧作業を行ってください。また、災害の影響を早期に除去すべく適切な処置を行い、発生する損害、損失及び増加費用を最小限にするよう努めるとともに、状況を把握し、村へ報告・相談を行うほか、必要に応じ警察署、消防署、医療機関等の関係機関や地域団体等とも協力して対応にあたってください。

なお、利用者の安全を確保するとともに、適切な措置を行うため、地方自治法第 244 条の 2 第 11 項の規定により、村は指定管理者が行う業務の一部又は全部の停止を命じることがあります。

7 関係法令等の遵守

本施設の管理運営に当たっては、次の関係法令等を遵守してください。

- (1) 地方自治法、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）等の行政関連法令
- (2) 労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）、労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）等の労働関係法令
- (3) 建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和 45 年法律第 20 号）、電気事業法（昭和 39 年法律第 170 号）、消防法（昭和 23 年法律第 186 号）等の施設関連法令
- (4) カヤの平高原保健休養施設条例（令和 4 年木島平村条例第 35 号）、カヤの平高原保健休養施設管理規則（令和 4 年木島平村規則第 33 号）
- (5) 食品衛生法（昭和 23 年法律第 233 号）等の食品衛生関連法令
- (6) 個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）、木島平村個人情報の保護に関する条例（令和 5 年木島平村条例第 2 号）

【4】 募集手続

1 応募資格

指定管理者に応募できる者は、指定期間中、安全かつ円滑に包括的管理ができる法人その他の団体（以下「団体等」といいます。）とします。ただし、次の事項のいずれかに該当する団体等は応募の資格がないものとします。

なお、団体等は、株式会社、NPO 法人、その他任意団体等組織の形態を問いませんが、個人での応募はできません。

- (1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当する団体等
- (2) 木島平村建設工事等入札参加資格者に係る入札参加等停止措置要綱（平成 26 年木島平村訓示第 9 号）に基づく入札参加等停止中の団体等
- (3) 木島平村、木島平村教育委員会又は他の地方公共団体から指定管理者の指定を取り消され、その取消しの日から 1 年を経過しない団体等
- (4) 木島平村、木島平村教育委員会又は他の地方公共団体から指定管理者の指定の全部又は一部を停止され、停止期間満了の日から 6 か月を経過しない団体等
- (5) 税（国税、都道府県税及び市町村税をいう。次項において同じ。）を滞納している団体等
- (6) 団体等の代表者が税を滞納している団体等
- (7) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定による更生手続又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定による再生手続の開始の申立てがなされ、この手続が終了していない団体等
- (8) 本施設の管理運営に必要な許認可等について、監督官庁から許認可等を取り消され、その取消しの日から 1 年を経過しない団体等
- (9) 本施設の管理運営に必要な許認可等について、監督官庁から許認可等の停止処分を受け、停止期間満了の日から 3 か月を経過しない団体等
- (10) 次に掲げる者が、理事、取締役、監査役、無限責任社員若しくはこれらに準ずべき地位に就任し、又は実質的に経営等に関与している団体等
 - ア 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条及び長野県暴力団排除条例（平成 23 年 9 月 1 日施行）第 6 条に規定する者）
 - イ 破産者で復権を得ない者
 - ウ 禁錮刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

2 提出書類

申請に当たっては、次の書類を 1 部提出してください。

また、提出書類には、ページ番号を記載し、下記項目ごとにインデックスを貼付してください。なお、提出書類に一部でも不備がある場合は、受理をしません。

- (1) 指定管理者指定申請書（様式第 1 号）
- (2) 事業計画書
- (3) 収支計画書（注：災害等の対応に係る経費は計上しないこと。）
- (4) 団体等の概要書

設立趣旨、事業内容のパンフレット等、法人等の概要がわかる資料があれば、合わせて提出してください。

(5) 定款、寄付行為、その他これらに類する書類

定款及び寄付行為のない団体にあつては、団体の規約等（団体の目的、事務所、資産に関する規定等を記載した書類）

(6) 申請者が法人である場合は、法人の登記事項証明書申請日前3ヵ月以内に取得したものを提出

登記のない法人の場合は、名称及び本店又は主たる事業所の所在地を証明する書類

(7) 法人でないものにあつては、代表者の住民票の写し

（※法人については、登記事項証明書に代表者の住所が記載されているため省略）

(8) 団体等の納税証明書

滞納がないことの証明（納税義務がない場合はその理由書）

① 所管税務署発行の納税証明書

- ・ 法人税
- ・ 消費税及び地方消費税

② 当該法人所在地（本店等所在地、長野県及び木島平村に係るもの）発行の納税証明書

- ・ 固定資産税
- ・ 村県民税（※特別徴収で木島平村に納付がある場合のみ。）
- ・ 軽自動車税
- ・ 法人事業税
- ・ 法人都道府県民税
- ・ 法人市町村民税
- ・ 事業所税（当該法人の所在地において、事業所税が課されている場合のみ提出してください。）

(9) 団体等の代表者による滞納がないことの誓約書（任意様式）

対象とする租税

所得税、消費税、地方消費税、固定資産税、村県民税、軽自動車税及び国民健康保険税

(10) 決算関係書類

過去3ヵ年分の事業報告書、貸借対照表、損益計算書及びその他これらに準ずる書類

新たに設置する法人又は設立初年度の法人にあつては、収支計算書又はこれに準ずる書類

（これらは、指定管理業務に関連する特定の事業のみの書類ではなく、法人全体に係る書類を提出してください。）

(11) 労働条件が確認できる書類

就業規則（賃金規則を含む）、労働基準法第36条に基づく労働条件が確認できる書類又はこれらに準ずる書類

(12) その他必要な書類

4 指定管理者の選定等のスケジュール

内 容	期 日 ・ 期 間
募集要項、業務仕様書等の配布	令和7年9月16日（火）～10月31日（金）
資料の閲覧	令和7年9月16日（火）～10月31日（金）
質問の受付	令和7年9月16日（火）～10月24日（金）
現地説明会	令和7年10月2日（木）
申請書類の受付	令和7年9月16日（火）～10月31日（金）
選定審査（面談を含む）	令和7年11月
指定管理者候補者の決定	令和7年11月～12月
指定管理者議会議決	令和7年12月
協定締結、業務開始	令和8年4月

5 資料の閲覧

(1) 閲覧資料

本施設の建物図面、敷地図面、その他カヤの平高原保健休養施設に関する資料

(2) 閲覧場所

木島平村役場商工観光係

(3) 閲覧期間

令和7年9月16日（火）から10月31日（金）までの午前8時30分から午後5時15分まで（日曜日、土曜日、祝日は除きます）

6 質問事項の受付・回答

(1) 質問受付期間

令和7年9月16日（火）から10月24日（金）までの午前8時30分から午後5時15分まで（日曜日、土曜日、祝日は除きます）

(2) 質問の受付方法

質問書（様式任意）を作成のうえ、郵送、ファックス、電子メールのいずれかにより送付してください。

なお、未着を防ぐため、提出後、到着の確認をお願いします。

電話、来訪によるご質問にはお答えできませんのでご注意ください。

(3) 回答方法

回答は、令和7年11月4日（火）までに、公平性を確保するため、木島平村のホームページにおいて公表します。また、質問受付期間を過ぎてからの質問には一切回答しません。

なお、回答は、質問・回答内容のみ公表し、質問者名等は公表しません。

7 現地説明会の開催（希望される団体のみ）

(1) 開催日時

令和7年10月2日（木） 午後2時から午後3時30分まで

(2) 開催場所

カヤの平高原総合案内所

(3) 申込方法

説明会に参加を申し込む団体等は、あらかじめ電話、電子メール等により連絡をしてください。

(4) 申込期限

令和7年9月30日（火）午後5時15分まで（必着）

(5) 留意事項

説明会の当日は、募集要項及び業務仕様書を持参してください。

8 申請書等の受付

(1) 受付期間

令和7年9月16日（金）から10月31日（金）までの午前8時30分から午後5時15分まで（日曜日、土曜日、祝日を除きます）

(2) 提出方法

木島平村役場商工観光係まで持参又は郵送してください。（令和7年10月31日（金）必着）なお、未着を防ぐため、郵送の場合は、発送後、到着の確認をお願いします。

(3) 提出部数

1部

(4) その他

申請書等の電子ファイルは、木島平村のホームページからダウンロードできます。

9 留意事項

(1) 募集要項等の承諾

申請者は、応募書類の提出をもって、本募集要項及び仕様書等の掲載内容を承諾したものとみなします。

(2) 無効又は失格

次の事項に該当する場合は、申請は無効又は失格となることがあります。

ア 申請書の提出方法、提出先、提出期限等が守られなかったとき。

イ 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないとき。

ウ 申請者が記載すべき事項以外の内容が記載されているとき。

エ 虚偽の内容が記載されているとき。

オ 収支計画書に記載した指定管理料が木島平村の示した上限額以上であるとき。

カ 木島平村職員及び本件関係者に対して、本件応募について不正な接触の事実が認められたとき。

(3) 申請内容変更の禁止

申請書類等の受付期間終了後の再提出及び差し替えは、原則として認められません。ただし、木島平村から、書類の不足及び内容の不備のため、必要に応じ追加資料の提出を求める場合は、この限りではありません。

(4) 申請書類の取扱い

ア 申請書類は返却しません。

イ 事業計画書等の著作権は、申請者に帰属します。ただし、木島平村は、指定管理者の決定の公表等に必要の場合には、事業計画書等の内容を無償で使用できるものとします。

(5) 申請の辞退

申請書類を提出した後に辞退する際には、辞退届（様式任意）を提出してください。

(6) 費用負担

申請に要する経費等は、全て申請者の負担とします。

(7) 情報公開

申請書類は、木島平村公文書公開条例（平成 11 年木島平村条例第 6 号）に定める公文書となりますので、開示請求があった場合は原則公開します。ただし、公にすることにより、応募者又は指定管理者の権利、競争上の地位その他の正当な利益を害するおそれがあるもの等、条例上の不開示事由に該当すると認められる場合（部分）は、公開しません。

(8) 消費税の適格請求書等保存方式（インボイス制度）への対応

令和 5 年 10 月 1 日から消費税の適格請求書等保存方式（インボイス制度）が導入されるに当たり、指定管理者も適格請求書（インボイス）の発行事業者の登録が必要となる場合があります。また、適格請求書（インボイス）の発行に伴い、発行したインボイスの保存等の新たな事務も発生します。

【5】 指定管理者の候補者の選定

1 選定方法

指定管理者の候補者を選定する際の選定方法は、次のとおりです。

(1) 選定機関等

指定管理者の候補者は、「指定管理者指定審査委員会（以下「審査委員会」という。）の審査を経て決定し、その審査結果を参考に、選定します。

(2) プレゼンテーションの実施

審査委員会において、プレゼンテーションを行っていただきます。日程等の詳細については、別途調整のうえ、お知らせします。

(3) 選定結果の通知及び公表等

選定結果については、申請者全員に通知します。また、木島平村のホームページで公表します。

また、指定するための手続きとして木島平村議会に議案として提出し、議決を経て、指定管理者に指定することとなります。

2 審査基準

指定管理者の候補者を選定する際の審査基準は、次のとおりです。

(1) 事業計画書による本施設の管理運営が住民の平等な利用を確保することができるものであること。

(2) 事業計画書の内容が当該事業計画書に係る本施設の効用を最大限に発揮させるとともに、その管理運営に係る経費の縮減が図られるものであること。

(3) 事業計画書に沿った管理運営を安定して行う物的、人的能力を有するものであること。

3 審査項目

指定管理者の候補者を選定する際の審査項目は、次のとおりです。

(1) 管理運営を行うに当たっての経営方針について

(2) 安全・安心面からの管理運営の具体策等、特徴的な取組について

- (3) 本施設の管理について（職員の配置、職員の研修計画、経理等）
- (4) 本施設の運営について（自主事業計画、サービスを向上させるための方策、利用者の要望の把握と実現策、利用者とのトラブルの未然防止と対処法等）
- (5) 個人情報の保護の措置について
- (6) 緊急時の対策について
- (7) 団体の理念について（団体の経営方針、指定管理者を申請した理由、本施設の現状に対する考え方、将来展望等）

【6】 指定管理者の指定と協定の締結

1 指定管理者の指定

指定管理者の候補者は、木島平村議会の議決を経て、指定管理者に指定することとなります。

2 協定の締結

指定管理者の指定後、木島平村と指定管理者との間で協定を締結します。

なお、締結される協定は、指定期間を通じての基本的な事項及び指定管理料を定めた「基本協定」となります。

3 その他

指定管理者が、協定の締結までに次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、木島平村は指定を取り消し、協定を締結しないことがあります。

なお、議会の議決が得られなかった場合や否決された場合において、本施設の管理運営の準備のために支出した費用については、一切補償しません。

- (1) 指定管理者の経営状況の急激な悪化等により、事業の履行が確実でないと認められるとき。
- (2) 著しく社会的な信用を損なう行為等により、指定管理者としてふさわしくないと認められるとき。

【7】 連絡先・申請書提出先

住 所	〒389-2392 長野県下高井郡木島平村大字往郷 914-6
担 当	産業課 商工観光係
電話番号	0269-82-3111（内線 134）
ファックス番号	0269-82-4121
メールアドレス	shokan@vill.kijimadaira.lg.jp
ホームページアドレス	